

平成 26 (2014年) 5月 15日

大阪狭山市長 吉田友好 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会
委員長 溝手真理

平成 26 年度市民公益活動促進補助金交付申請事業の審査結果について

平成 26 年度市民公益活動促進補助金交付申請のあった自立促進部門 6 事業について、平成 26 年 4 月 13 日に大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき実施された公開審査における、本委員会の専門部会である協働事業評価部会の審査結果を踏まえ、平成 26 年 5 月 15 日開催の市民公益活動促進委員会で審議した結果を別紙のとおり報告します。

なお、本審査結果につきましては、協働事業評価部会において、各委員が審査基準に基づき申請書類の内容を精査するとともに、各団体による公開審査でのプレゼンテーションを通して、事業に対する熱意を確認のうえ総合的に判断したものを、本委員会で審議のうえまとめたものでございます。

つきましては、市民公益活動促進補助金交付の可否の決定に際し、本審査結果報告を尊重していただきますようお願い申し上げます。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会意見書
～平成26年度市民公益活動促進補助金申請事業審査～

1. はじめに

大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第9条の規定により、補助対象事業の選考等に関し、本会の意見を市長より求められていることから、平成25年12月5日及び平成26年2月13日に開催の本会会議において、平成26年度市民公益活動促進補助金の募集について審議を行い、併せて同補助金の申請に係る審査を行うための専門部会として、協働事業評価部会（以下「部会」という。）を大阪狭山市市民公益活動促進条例施行規則第7条の規定に基づき設置しました。

当部会では、公開審査会に向け、できる限り実り多いものにするために、事前及び審査後の打ち合わせを精力的に行い、部会委員10人が審査員となり、平成26年度補助金申請に係る書類審査及び公開審査を行いました。

なお、部会委員1人が申請団体の関係者となっており、審査の公正性を保つため、その事業については審査を辞退したため、総獲得点数ではなく平均点による評価といたしました。

平成26年度においては、チャレンジ部門の申請はなく、自立促進部門に6事業の申請があり、昨年度と比べ、チャレンジ部門で4事業、自立促進部門で6事業申請数が減っております。今回、補助金の予算を増額していただいたにもかかわらず、チャレンジ部門の申請事業がなく、また、チャレンジ部門から自立促進部門への移行や、自立促進部門の継続事業を断念される団体が見受けられたことは残念でした。

しかし、公開プレゼンテーション時の申請団体による発表内容には、それぞれの成長を感じました。また、市民公益活動団体が一堂に会し、互いの活動に耳を傾ける姿は、本制度の側面である「学びの機会」そのものであると感じました。さらに申請対象者以外の一般の聴衆が増えることを望みます。

2. 審査結果

平成26年度の市民公益活動促進補助金申請事業の審査結果は別紙のとおりです。

3. 補助対象事業の採択について

本会において慎重に審議した結果、申請のあった自立促進部門の6事業については、採択するよう要望します。なお、市として交付の可否を決定する際には、事業及び予算内容をさらに精査のうえ行っていただくよう重ねてお願い申し上げます。

4. 審査内容から意見すべき点

市民公益活動団体への情報発信などを積極的に行ったにもかかわらず、今年度は、「チャレンジ部門」の申請がなかったことに対しては、その原因を検証する必要があると思います。

また、今年度事業で補助金の交付が5年目を迎える団体が2団体ありますが、これまでの活動を通じて成果を着実に上げてはいるものの、来年度以降も事業を継続するためには財源確保や人材確保などの課題が残るように感じます。

補助金だけに頼らない継続的な事業展開のためには、財源の獲得方法や事業の見直し、人材の確保や育成、効果的な広報の方法など、市民活動支援センターとの緊密な連携のもと、多面的な支援が必須です。

今回の推薦事業は、いずれも公益性に富み、他の団体への波及・発展が見込める事業内容となっていますので、ボランティアやさまざまな団体と協力し、各事業に精力的に取り組まれることを期待します。

今回の申請事業はいずれも市民公益事業として意義があり、多くの人々の理解と賛同を得られるよう、市民公益活動として一層活性化させる必要があると考えます。

5. おわりに

本会として、市民公益活動促進補助金申請事業の審査及び市に対する報告も平成16年度から11回目を迎えました。

今後も、これまでの経験を踏まえ、申請団体にも市民にもわかりやすい審査に努めてまいります。また、補助年限である5年の期間を過ぎたあとの公益活動の継続のあり方などの課題解決に関して研究協議を行い、より良い制度として着実に進めていけるよう市長の諮問機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。